

かきりば

5月

第181号



島牧小学校卒業式

— 3月21日 —

一般質問

- ◆ 地域おこし協力隊について
- ◆ 洋上風力発電
- ◆ 島牧診療所の今後について
- ◆ 中途退職者・長期休職者及び人事
- ◆ 地域公共交通平日のバス体制
- ◆ 賀老の滝遊歩道の新設
- ◆ 泊ふ化場増設事業
- ◆ 大平センターパークトイレ
- ◆ ふるさと納税について
- ◆ 国・道等への要望事項について

主な内容

第1回村議会定例会

行政報告 …………… 2-5

審議した議案 …………… 5-7

一般質問 …………… 7-23

予算特別委員会 …………… 24-27

定例会

新年度予算を審議する第1回村議会定例会は3月8日招集され、会期を3月17日までの10日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告に引き続き、村長の村政執行方針と教育長の教育行政執行方針が述べられたほか、島牧村個人情報保護法施行条例の制定など報告1件、発議1件、議案14件を審議、1件を否決、13件を可決し、新年度の各会計予算など6件は、予算特別委員会を設置して審議を付託し、3月15日まで休会としました。

再開日の3月16日は、3名の議員が村政に対する一般質問を行い、引き続き予算特別委員会を再開し、審議した結果、予算特別委員会の審議を踏まえ、いずれも原案を可決すべきものと決定しました。

翌日、3月17日に再開した本会議で、佐藤伴則予算特別委員長から審議結果が報告され、いずれも原案を可決しました。

そのほか、令和4年度一般会計補正予算など5件、閉会中の継続調査1件をそれぞれ可決、決定し閉会しました。



▲ 新年度教育行政執行方針を述べる小野寺教育長



▲ 新年度村政執行方針を述べる藤澤村長

オミクロン株対応のワクチン接種につきましては、10月24日から、1日最大60人の接種を行い、2月28日現在で828人、接種券発行数1,136人に対し接種率は72.9%となっています。

新型コロナウイルスワクチン接種の本年4月以降の接種については、厚生労働省では、現在の無料での接種を継続した上で、重症化リスクの高い高齢者等は、春から夏に接種を行い、更に秋から冬に高齢者等を含めた、全ての人に接種を行う事で調整しているとの事でありますので、詳細な

新型コロナウイルス ワクチン接種状況等

藤澤 克 村長

行政報告

情報が得られ次第、住民周知等を図ってまいります。

建物明渡請求訴訟の進捗状況

去る12月14日、第4回村議会定例会において、11月22日開催の第3回期日までの経過報告を行ったところでありますが、その後第4回期日が令和5年1月11日並びに第5回期日が令和5年2月21日に開催されました。

第4回期日においては、もっぱら被告が、和解の在り方について検討を進める事となっておりましたが、年末から被告本人が体調を崩し、連絡がつきにくい状態にあり、検討が進んでいない事と、引き続き被告本人と和解の可否について検討する旨の意向が述べられました。

第5回期日においては、被告代理人から、被告本人が体調不良の要因となっている帯状疱疹が収まらず起き上がれない状態であり、打ち合わせが進んでいない事が述べられました。

当方代理人より、被告本人の状況からして島牧村に戻る

事も難しい事、まして明らか
に体質にあつていない公営住
宅に住むというのは現実離れ
している事、判決に向けて進
めるにしても、被告本人の尋
問が極めて難しいと思われる
事を指摘し、被告代理人から
退去する方向で説得する事を
求めております。

裁判所からも、今後どのよ
うに進めるか方針を定めるよ
う改めて指示されました。

次回、第6回期日を、3月
15日と指定されましたが、体
調不良とはいえ、審理が停滞
する事は極めて遺憾に思うと
ころであり、被告には当該施
設を早期のうちに明け渡し、
真に住宅を必要とする方が居
住できるように判断してもら
う事を強く望むところであり
ます。

職員の懲戒処分

昨年8月10日に本村職員、
田中裁判が起こした死亡交通
事故に係る処分等についてで
あります。

田中係長については、昨年
12月27日に岩内区検察庁から
事故について過失運転致死で

起訴され、本年1月10日に岩
内簡易裁判所から略式命令で
罰金100万円が言い渡され、
期限内に正式裁判の請求をし
なかつた事から、判決が確定
しました。

この結果を踏まえ2月15日、
職員懲罰委員会を開催し、審
議の結果、停職2か月の懲戒
処分が妥当との判定を受け、
2月22日、懲戒処分を行いま
した。

改めまして、所属する職員
がこのような事故を起こして
しまいました事、被害者であ
る三上様及びご遺族の方々、
並びに村民の皆様及び関係各
位に対し、深くお詫びを申し
上げる次第であります。

誠に申し訳ありません。
この処分のほか、管理監督
者の責任として上司である所
属課長及び職員の安全運転管
理担当課長の2名を訓告処分
としております。

また、任命権者としての責
任を明らかにするため、本定
例会に私及び副村長の給与減
額に係る条例改正案を提出し
ておりますので、ご審議賜り
ます。

北海道家庭医療学セン ターとの医療連携に係 る協議状況等

寿都診療所との医療連携に
ついてありますが、平成29
年7月6日に開催した「第4
回寿都・島牧地方における広
域医療連携に関する協議会」
以降、コロナ禍など諸般の事
情により協議が滞っていたと
ころであります。去る1月
11日、寿都診療所の運営母体
である北海道家庭医療学セン
ターの草場理事長と会談を行
い、島牧診療所の現状と南後
志地域全体で医療連携を進め
る必要がある時期に来ている
との認識で一致しました。

第4回医療連携協議会にお
いて、具体的な医療連携方法
は実務者により計画を策定す
る事を申し合わせていた事を
具体化する事とし、去る2月
17日、村・島牧診療所から私
と中田議長、副村長、寿都診
療所から今江所長、北海道家
庭医療学センターから草場理
事長とそれぞれの事務長の参
加のもと、ワーキンググルー
プ(WG)を立ち上げる事と
し、三者でキックオフミー
ティングを開催しました。

WGは寿都診療所、島牧診
療所、現場レベルでの運営に
係る問題点や課題を洗い出し
ながら医療連携の在り方を検
討するものであります。今
後、WGから提案された内容
を基に医療連携協議会で方向
性を定め、その方向性を議会
や住民説明等で理解を得なが
ら島牧診療所と寿都診療所と
の医療連携の最適な在り方を
進めていく事を申し合わせて
おります。

草場理事長との会談に加え、
先に開催したキックオフミー
ティングにおいても、私から
島牧診療所における看護師の
人員や医師確保問題から、本
年4月からの診療所での24時
間365日の実施が極めて難
しい状況である事を説明し、
当面の協力の検討を要請して
まいりましたが、昨日3月7
日、土・日の時間外・救急受
け入れについて、昨年4月に
寿都診療所と医師不在時など
緊急時の救急受け入れに係る
協定を締結しておりますが、
本協定に基づく対応を拡大し
て受け入れる事の了解を得て
おります。

なお、田上医師の令和5年
度の契約についてであります

が、昨年12月26日、同医師と
面会し令和5年度の契約につ
いては、更新しない旨を通知
しております。

通知に至る前に、昨年3月、
6月、8月と田上医師へ診療
所の現状や診療所運営等につ
いての改善を求める話し合い
の場を設けてまいりましたが、
来院患者の減少が続きました。

このような状況にあつて24
時間365日医師の常駐によ
る診療所運営からの脱却が必
要と考えると、地域医療連携
を加速度的に進め
て行く必要性を痛感し、常駐
医師2名の雇用体制改善策の
初期段階として、令和5年度
の契約更新をしない旨、通知
いたしました。

令和5年度からは、当面、
伊黒医師1名体制となります
が、先程もお伝えした通り、
土曜、日曜の時間外・救急に
ついては、寿都診療所へ協力
要請を行い、要請期間以外の
平日は伊黒医師並びに臨時的
に確保する代診医により診療
所運営を行い対応してまいり
ます事を報告いたします。

賀老高原への携帯電話 基地局施設工事計画

ほくでんグループ・北海電気工事株式会社より、賀老高原への携帯電話5G高度特定基地局の新設について事業計画の概要が示されております。

これは、株式会社ジェイタワーカーが、総務省の携帯電話等エリア整備事業を活用し、地理的条件の不利な地域において、携帯電話の不感地域の解消を図るもので、基地局を賀老高原キャンプ場内へ新設、基地局の開設・運用に不可欠な電源と光回線を千走温泉から村道沿いの8.2km間にコンクリート柱を建て、自営配電線路の新設を行うとの事であります。

村として基地局の開設は、観光はもとより遭難対策等のメリットがあります事から喜ばしい事ではありますが、施工方法の課題等を整理し、慎重に対応してまいります。

村道等の除排雪

令和4年10月27日、第1工区を有限会社後藤運輸と除雪

予定時間270時間、委託金額801万9千円で契約を締結、第2工区を島牧開発株式会社と除排雪予定時間1,400時間、委託金額3,364万2,400円で契約を締結し、実施してまいります。

2月28日現在の実績は、第1工区298時間885万6000円で執行率103.7%、第2工区854,252時間で執行率66.6%となり、村道等除排雪委託費の予算残額は約1,072万7,530円となっており、今年度は予算内で除雪事業を終えるの見込んでおります。

令和5年度後志広域連 合の運営

後志広域連合議会第1回定例会が、2月28日に開催され、新年度に向けた行政執行方針のもとに一般会計予算及び2件の特別会計予算が可決されました。

令和5年度各会計の歳入歳出の総額は一般会計については、2億324万4千円で、前年度比較470万9千

円の増、国民健康保険事業特別会計については、69億5,996万8千円で、3,589万1千円の減、介護保険事業特別会計については、65億5,982万9千円で、3,108万8千円の減となっております。

各会計歳入歳出予算の合計額は、137億2,304万1千円で、6,227万円の減であります。

後志広域連合では、第4次広域計画に基づき、関係町村と連携し圏域の将来を見据えた広域行政を行い、将来にわたって安心して住み続ける事が出来る事を目指しており、本村も積極的に参画してまいります。

令和4年度分漁業水揚 げ状況

令和4年1月から12月までの「水揚げ量及び水揚げ金額」について、ご報告いたします。

令和4年の水揚げ量は2,790トン程で、水揚げ金額は9億5,000万円程となっております。

令和4年に比べますと、水揚げ量が44トン程の減となり

ましたが、水揚げ金額では、1億6,000万円程の増となっております。

昨年は、主要魚種でありますサケの漁獲量が前年を大きく上回り、水揚げ金額増加の要因となっております。

同じく主要魚種のホッケの漁獲量ですが、昨年を下回っており依然として低水準となっております。

イカナゴを始め、殆どの魚種につきましても、減産の状況であり、水産資源の減少が懸念されます。

新型コロナウイルス感染拡大による消費停滞から回復の兆しを受けて、魚価単価も多少値上がりを感じられているところではありますが、今後は、水揚げ量の回復と更なる水産物の需要回復を念じまして、令和4年分の漁業水揚げ報告とさせていただきます。

狩場山CATスキーツ アー事業の実施状況

新型コロナウイルスの影響により3年ぶりの開催となる今シーズンは、国外からの水際対策の緩和や入国者数の制限が撤廃され、インバウンド

観光の回復により、1月7日より事業を開始しています。

3月5日までの実施状況は、ツアー実施が50日間、ツアー客603人・スタッフ関係者272人、総動員数は875人で、コロナ前の最大総動員数、1,252人の70%まで回復しており、この後3月中旬まで実施する予定であります。

今シーズンは、天候に恵まれ、ツアーが順調に実施されており、安全面に十分注意を図りながら、地域経済に貢献できるよう努めてまいります。

代替バスの運行状況

平成29年12月3日から運行を開始しておりますが、令和4年4月1日から令和5年3月5日までの運行日数は63日間、延べ乗車人数は、栄浜・寿都間が764名、1日平均乗車人数は、12.1人。

寿都・栄浜間が771人、1日平均乗車人数は、12.2人でありました。

なお、公共交通の確保は、住民生活に欠かす事のできないサービスである事から、島牧村独自の持続可能な交通サー

ビスの実現に努めてまいります。

企業版ふるさと納税による寄附

地域再生法第13条の2に規定する、島牧村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附として、去る12月23日、札幌市に本社のある株式会社セコマ様より、また12月28日には、東京都に本社のある、株式会社ジェイウインド様より企業版ふるさと納税のご寄附をいただきました。

金額につきましては、事業者のご意向により非公表とさせていただきますが、島牧村の地域再生のため、有効活用させていただきますと共に深く感謝申し上げます。

寄附採納

去る令和4年10月25日、千葉県柏市在住の吉岡美智子様より、字原歌町101番地1-1筆436、7平方メートルの寄附採納願があり、令和5年1月26日付で所有権移転登記が終了しましたので、ご報告いたします。

審議した議案

新年度予算

- ▼財政調整基金の一部処分
- ▼一般会計予算
- ▼国民健康保険事業特別会計予算
- ▼簡易水道事業特別会計予算
- ▼後期高齢者医療特別会計予算
- ▼合併処理浄化槽事業特別会計予算

これらの議案は、全議員構成による予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定。

条例制定

- ▼島牧村個人情報保護法施行条例の制定

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、必要事項を定めるため、本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

- ▼島牧村情報公開・個人情報

保護審査会条例の制定
個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、審査会を設置し適正な取り扱いを確保するため、本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

- ▼島牧村議会の個人情報の保護に関する条例の制定

(発議)

島牧村議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

- ▼島牧村犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者等への支援について、基本理念を定め、必要な期間支援をするため、本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

条例改正

- ▼島牧村特別職の職員の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

職員が起こした死亡交通事故の監督責任の所在を明らかにするため、村長及び副村長の月額給料を1か月間、村長20%、副村長10%減額し謝罪するもの。

◎賛成少数で否決

- ▼島牧村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

地方公務員法の改正に伴う定年年齢の引き上げ等の改正内容に追加する条項があり、条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

- ▼投票管理者等の報酬額並びに支給方法に関する条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による執行経費に準じた報酬額とするため、条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

- ▼島牧村議会議員及び島牧村長の選挙における選挙活動の公営に関する条例の一部改正

公営選挙法施行令による公営単価に準じた単価額とするため、条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

- ▼島牧村保育所設置条例の一部改正

部改正
多子世帯の保育料軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

- ▼島牧村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

民法改正による親権者の子への懲戒権削除、及び児童福祉法改正による児童福祉施設における計画の策定などについて関連条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

- ▼島牧村国民健康保険税条例の一部改正

地方税法等の一部改正により、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

専決処分

- ▼4年度一般会計補正予算(第9号)

予算総額に変更はなく、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金に係る歳出の組み替えをするもの。

歳出の主なもの

- ・抗原検査キット購入 85万5千円追加
- ・オンライン会議PC等購入 202万9千円追加
- ・喚起機能付エアコン購入 250万円追加

◎賛成多数で承認

報 告

▼専決処分の報告（損害賠償を定める）
 公用車降車時に発生した車両破損事故についての損害額を賠償額として決定。

◎報告

損害賠償額15万9,111円

そ の 他

▼村道路線の廃止
 村道本目寺院通線外2路線について道路実態がないため廃止。

◎全員賛成で原案可決

▼小規模多機能型居宅介護施設の指定管理者の指定

令和元年度開設の小規模多機能型居宅介護施設の指定管

理者の指定を行うため本案を提出。

◎賛成多数で原案可決

▼辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
 歌島・本目辺地の公共的施設の総合整備を図るため、計画の一部を変更することについて道との協議が終了したため、提案するもの。

◎全員賛成で原案可決

3月17日 審議議案

条 例 改 正

▼島牧村特別職の職員の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正
 職員が起こした死亡交通事故の監督責任の所在を明らかにするため、村長及び副村長の月額給料を2か月間、村長20%、副村長10%減額し謝罪するもの。

◎賛成多数で原案可決

補 正 予 算

▼4年度一般会計補正予算

(第10号)

歳入・歳出ともに1059万9千円を追加し、予算総額を28億7946万円とする。

歳入の主なもの

- ・普通交付税 2568万1千円追加
- ・老人福祉施設入所者負担金 110万1千円減額
- ・地域づくり総合交付金（有害鳥獣施設整備事業） 280万円減額
- ・ふるさと納税 100万円減額
- ・企業版ふるさと納税寄附金 250万円追加
- ・新市町村振興宝くじ交付金 192万5千円追加
- ・歯科診療所収入 333万円追加
- ・大平センターパーク整備事業 920万円減額

歳出の主なもの

- ・減債基金積立金 1369万6千円追加
- ・庁舎建設基金積立金 1900万円追加
- ・ふるさと応援基金積立金 100万円減額
- ・新規就業者等支援事業支援金（商工関連） 150万円追加
- ・潮の音光熱水費

151万4千円追加

介護・訓練等給付費 173万2千円追加

自立支援医療費 133万7千円追加

養護老人ホーム施設措置費 834万2千円減額

後志広域連合負担金等 239万1千円減額

がん検診等業務委託料 151万円減額

診療所費業務委託料 183万2千円追加

簡易水道事業特別会計操出金 2034万4千円減額

有害鳥獣解体施設新設改良工事請負費 239万2千円減額

地域産業活性化支援補助金 220万円減額

大平センターパークコンテナトイレ設置工事請負費 100万円減額

大平センターパークコンテナトイレ備品購入費 801万4千円減額

学校施設建設整備基金積立金 1900万円追加

別会計補正予算（第2号）
 歳入・歳出ともに1千64万7千円を減額し、予算総額を6679万7千円とする。

歳入の主なもの

- ・医療給付費分現年課税 258万5千円減額
- ・財政調整基金繰入金 695万1千円減額
- ・後志広域連合分賦金精算還付金 187万1千円追加
- ・国民健康保険健康診査費委託 223万1千円減額

歳出の主なもの

- ・後志広域連合負担金 788万9千円減額
- ・パートタイム会計年度任用職員報酬 140万9千円減額

◎全員賛成で原案可決

▼4年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
 歳入・歳出ともに594万4千円を減額し、予算総額を1億4010万円とする。

歳入の主なもの

- ・一般会計繰入金（臨時的） 2034万4千円減額
- ・簡易水道事業債 290万円減額

・簡易水道事業辺地対策事業
債

270万円減額

歳出の主なもの

・元町・栄磯地区布設替設計

委託料等

238万円減額

・元町地区配水管布設替工事

請負費等
2356万4千円減額

◎全員賛成で原案可決

その他

▼工事請負契約の変更

冷水橋架替工事の設計変更により契約の金額を変更するもの。

◎全員賛成で原案可決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

◎決定

一般質問

第1回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。

今回の質問者は3名で、その全文を掲載しました。

坂下 初雄 議員

◆ 地域おこし協力隊について

佐藤 伴則 議員

◆ 洋上風力発電

◆ 島牧診療所の今後について

◆ 中途退職者・長期休職者及び人事

◆ 地域公共交通平日のバス体制

◆ 賀老の滝遊歩道の新設

◆ 泊ふ化場増設事業

◆ 大平センターパークトイレ

藤田 和康 議員

◆ ふるさと納税について

◆ 国・道等への要望事項について

地域おこし協力隊について



坂下 初雄 議員

問

村では地域おこし協力隊員を新規に、2年間募集・採用していません。都市部より過疎地への移住を考えている人を、村が積極的に採用し、地域資源の活用、人口若返り、村の活力など、国が推進する事業です。皆さんも知っている様に、協力隊に対する人件費、活動費は国負担です。村では、今後採用する計画があるのか伺います。

藤澤 克 村長

地域おこし協力隊につきましては、都市部から地方自治体の人口流出や地域の衰退に

対して、若者を中心に地域の活性化を図るための制度であり、本村におきましても平成28年度より6名の採用を行い、定住率も高い状況にあります。

なお、令和5年度におきましては、1名を継続採用する予定であり、新規の採用予定はございませんが、地域おこしに、優秀な人材の確保は重

要でありますことから、これまでの課題整理を行い、今後の採用について検討してまいります。

坂下 初雄 議員

概ね前向きな発言と理解しております。

ここ10年後の島牧を見据え

た時に、この状況では人口減少、あるいは、高齢化すべて活動が低迷する。一人でも、協力隊を採用するという事が有効ではないかと思っております。特に、島牧村は、海と山林の村でございますから、山林の方に少し力を入れていただくというのも1つの手ではな

いかと思っております。村有林が大体3,200町歩、3,200ヘクタール、民有地が4,400ヘクタールぐらいあります。その手入れをするという事の新しい雇用というのが、長期的に契約できるものではないかと思っております。

特に吊る切り、あるいは間伐、そういう部分で新しい島牧の資源活用が考えられるわけでございますから、是非とも前向きな姿勢で協力隊の採用をしていただき、新しい村の産業に繋がるような事も考えていただきたいと思っております。その辺をよろしくお願いした

いと思っております。

本村が有する森林資源、これらのためにもその方向での地域おこし協力隊の確保というのを、これからの課題の1つとして見据えながら検討してまいりますので、よろしく

お願いいたします。是非とも、限りある財源の中で大変でしょうが、新しい雇用の場を生み出す原動力となる可能性もありますので、その辺、契約よろしくお願いいたします。

洋上風力発電



佐藤 伴則 議員

問

これまでの洋上風力発電計画についての「岩宇・南部後志地区沖」洋上風力発電導入共同調査参画事業からの経緯、経過について開示ください。

藤澤克 村長

ご質問につきまして、村及び島牧漁業協同組合は岩宇・南部後志地区洋上風力発電推進協議会を令和2年11月25日付で脱会しておりますので、島牧沖海域での洋上風力発電の経緯・経過についてお答えさせていただきます。

島牧沖の海域は、全国で10区域ある一定の準備段階に進んでいる区域として、令和3

年9月13日資源エネルギー庁から公表されており、促進区域とするために関係機関等と協力し、国に対し情報提供を行っております。

この情報提供の結果、令和5年度から2カ年計画で、日本版セントラル方式による海域調査が島牧沖で実施されることとなりました。

この調査は、同一区域での複数の事業者による調査の重複実施を避けるため、国が洋

上風力発電の基本設計に必要な、物理探査・海底地質調査・ボーリング調査等を行うもので、現在、漁業者と調整を行っているところでございます。

また、北海道主催の住民向けの説明会を、去る2月16日、「ふれあい交流センターおあしす」で開催しております事を申し添え答弁とさせていただきます。

佐藤伴則 議員

村長、岩宇南部後志地区沖の洋上風力発電共同調査参画事業からのという事でも、お願いをしてあったんですけども、それを離脱してからの部分で説明したいと思うんですけども、出来れば前段、いつからその協議が持たれ、どういった経緯で進んだのかという事を再質問でお答えを頂きたいという事と、今、本年2月16

日にこの件につきましての住民説明会があったと思うんですが、村政執行方針の中でも、ゼロカーボン政策を推進するためと、風力発電及び海域調査、こういったものについて若干お触れをしていると思うのですが、具体的な中身として、私非常に危惧をされているのは、他町村が数町村集まって進めていた。寿都町さんがメインになっているようにお聞きをしておりますが、

それらから抜けられた経緯も含めてもう一度ご説明を改めてお願いしたいんですが。

藤澤克 村長

まず最初に、ご質問の洋上風力発電共同調査参画事業という事業そのものについて、私共としては全く知り得ない部分でありますので、その事はご承知いただきたいと思います。

次に脱会するに至った経緯経過という事で、それに至るまでの会議の日時ですとかそういったものについては、手元に資料がございませんので、省略させていただきますけれども、要は、なぜ脱会したのかという部分の経緯経過を先ほど再質問で言われていたかと思うんですけども、これにつきましてはは、議会等に対しましても報告はしているところでありますが、当時協議会の中で、1つは設備等が出来ていくことよって、固定資産税等の歳入がある。これを各自治体がどう振り分けするかという問題。もう1つは、いわゆるそれぞれの地域と言いますか、海域を共同利用する漁業組合に対しての地域振興

基金等の問題、これらをどのように配分するかという2つの大きな問題がありました。

これについては、当時会長であった寿都町長さん、「この配分率をどうするか今決めよう」という話になりました。それでそれぞれの各地区の海域に様々な数が建って行く。均等に建って行くわけではなくという大前提がございました。

どちらかというと、鳥牧・寿都方向に実際に建つものの数が非常に数が多くなっていくというような状況等がございました。

固定資産については、全体で各自治体均等割化しようという事で、一応協議はつきました。

漁協の方へのその地域振興のための基金、これらについては、これもプールに、全部均等割にしようという話が最初ありました。

それに対して、実際に建つ数に応じた分け方をすべきではないかと意見を出したところです。

本村の方からは、それに対して、均等割分とそういう配分を、傾斜配分をする形との

両方を混ぜた形でやりましょうという話までいきました。

その結果が記憶では、2対8の割合、2割を傾斜配分の方にして、8割は皆で均等に各漁業協同組合単位で割った数字で割り振りしましょうという話になりました。

うちの鳥牧漁業にすれば逆じゃないのかという、2割を均等割で8割を傾斜配分するなら分かるけども、ちよつとそれは余りにも実情からかけ離れているのではないかという意見がなされ、更にこれらの問題、今すぐこの場で結論を出さなくても、もう少し時間を掛けて結論を出すべきじゃないのかという事もありましたけども、今、会長が結論を出さないと、後々、禍根を残すという事で、その場で採決を持って鳥牧漁協さん以外は全員賛成という事で決まった経緯がございます。

それで、これあまりにも拙速すぎるという事で、鳥牧漁協としては一緒にやる事が難しいと、脱会したところで、漁協さんが脱会しますと、自治体だけ残っていてもどうしようもない問題となってしまうので、村としても脱

会したというような実情であります。これは議会等に対しても、先ほども申し上げましたけれども報告しているところですよ。

佐藤伴則 議員

概ね、お聞きをしていた範疇の状況は分かりましたけども、この現状が、今脱会された協議会の直後に、私村長ともお話させていただいたと思うんですが、漁協さんが納得をしなかった、これはある意味わかる部分もあるんですが、自治体としては、判断は別にして、この事のみならず、他町との様々な協力関係等も今後必要な部分も生じてくるん

であると思いますので、自治体としては、拙速にそこから脱却する必要はないのではという事を申し上げたことがあろうかと思えます。

いずれにしても、そのような状況に至っているわけですから、海域調査含め、進めていただくという形になるんだらうと思えますけども、ご存じの通り、村内にはこの事に対して、反対をする組織もございませんよ。そちらの方から何か、そういった対

応を考え直して欲しい、再考して欲しいという事があつたかと認識しております。

どういう方式で着底式になるのか、それ以外の浮遊式と言うのか、両方の調査をする段階で私は、具体的にどうしていくのかという事は、様々な角度から考えて、全村的な議論を持って進めていただければと思いますので、慎重な対応、そして住民の皆様に対しての説明というものを、もう少しきめ細やかに進めていただきたいという事を申し上げます、この質問を終わらせていただきます。



島牧診療所の今後について

佐藤 伴則 議員

問

行政報告並びに村政執行方針にて、昨年まで一貫して村長が言われてきた診療所の在り方を、突如として方向修正されましたが、平成29年7月6日から本年1月11日まで、「広域医療連携協議会」を開催しないうできた理由についてお聞かせください。

また、診療所所長、田上医師との令和5年度契約を昨年12月26日に更新しない事とした理由についてお聞かせください。

藤澤克 村長

島牧診療所の今後についてのご質問ですが、平成29年7月6日に開催した、「第4回寿都・島牧地方における広域医療連携に関する協議会」以降、開催できなかった理由といたしましては、令和4年第4回定例会においてもご説明のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染防止対策等で、家庭医療学センター関係者の感染防止を最優先としたこと、また、

平成30年度から北海道家庭医療学センターが寿都診療所の指定管理者となり、運営移管で繁忙期にあった時期であったことなどにより、協議が滞っていたことが大きな要因であります。

しかし、この間に「医療広域連携に関する協議会」としての協議は行われませんでした。また、寿都診療所とは医療現場の様々な問題について現場の観点から話し合いを続けてきたところであります。

コロナ禍の影響も少なく

医療に携わって頂きましたが、同医師の島牧診療所運営等に係る課題が多く報告されておりました。

そのため田上医師とは、昨年3月、6月、8月と診療所の現状や診療所運営等についての改善を求める話し合いの場を設けてまいりましたが、改善の兆しが見られず、診療所の来院患者数減少が想定よりも大きい状況となったこと、更に本村もそうではありますが、地方における人材確保、特に医療専門職等の確保が近年困難を極めている状況にある中で、村民の初期医療環境を守るためには、24時間365日、医師の常駐による診療所運営を基本とする医療体制の見直し・改善が急務と考えたところであります。従前からの診療所運営体制からの脱却を目指すためにも、地域医療連携を加速度的に進めて行く必要性を痛感し、常駐医師2名の雇用体制改善策の初期段階として、令和5年度の契約更新をしない旨、通知したところであります。

令和5年度からは、当面、伊黒医師1名体制となりますが、土曜、日曜の時間外・救

急については、寿都診療所へ協力要請を行い、要請期間以外の平日は、伊黒医師並びに臨時的に確保する代診医により診療所運営を行い、対応してまいりますことをご理解賜りたいと思います。

佐藤 伴則 議員

まず、計算をしてみますと広域連携医療協議会が、7年余り開催されておりません。今村長コロナまた、相手方が非常に忙しかったためという事をおっしゃっていますけれども、コロナは3年前から発生をしたものでありますし、確かに寿都診療所の関係で多忙な時期もありましたけれども、7年間ですよ。その間に協議会を開催できなかったこと、それはあまりにも「本当でしょうか」と疑問を持たざる得ない訳でありますし、私、第4回目ですか、早い時期に行おうとした時期に相手方からすっぱかされたと言いますか、その様なお話を島牧村の医療関係者の方からお聞きもしております。

これから、積極的に進めて行きたいというよりも、進めて行かなければならない状況

によりやく至ったんだらうと思
いますけども、医療連携と
いうものは当村の都合だけで
はできません。やはり、連携
をしていただく相手方の都合
も様々にあるかと思えます
ので、すんなりと事が運ぶよ
うな形にはならないと思いま
すので、是非とも、医療連携
が早急に形作られるようにご
尽力をしていただきたいと思
います。

それと田上所長に対しての
昨年12月契約更新をしないと
通告されたという事ですけど
も、その前に確かに3回いろ
んな要請を行ったというふう
におっしゃってますけども、
具体的にどういう事をお願い
したのか。そしてそれがどう
改善できなかったという事を
もうちょっと述べていただき
たいのと、恐らく田上医師と
の契約上、契約を継続しない
場合、3カ月前に通告をする
形になっていたのではないかと
思いますけども、その事と
12月に通告をする前に、当然
村側の体制というものは今後
どうあるべきかという腹決め
はされたんだと思います。
そしてその腹決めをするた
めには、前もって様々な状況

というものを勘案されたと思
いますけども、そうだとした
ならば、今医師を確保すると
いうのは、今村長何度も述べ
ていらっしやいますように、
非常に大変な状況にある訳で
す。それはどの地方において
もそうだと思います。

そうであるとしたならば、
少なくとも昨年の今時期から、
様々な形で準備をしていかな
ければならなかったのではない
かと思えますし、その事が行
政報告の中に、先ほども話が
ありました通り、寿都診療所
への協力体制を依頼されてい
ると言われてますけども、今
新年度で新たな体制になるの
に、代診医はいつまでどうい
う形で確保され、どういう形
で決められているんでしょう
か。

数週間前に現場の方に聞き
ましたら、まだ、正式なシフ
トを含め、固まっていないう
状況であるとお聞きをし
ております。あまりにも少し
遅いのではないかと思えます
が、現状どの辺まで進んでい
るのかという事と、協議会の
メンバーを見ましても、我が
村の方は村長をはじめ参加を
している様ですけども、想定

藤澤克 村長

をされている診療所の町長さ
ん含め、この協議会には入っ
てらっしやらないですよ。ね。
これはどういう事かお伺いし
ます。

何点か重複する質問があり
ますが、まず、7年間全く開
催してない。年度で言うくと4
年度間なかなかできなかった
という形でご理解いただきた
いと思えます。

それから、当時相手方に
すっぱかされて、開催もでき
なかったことがあったとの話
がありましたけども、そうい
う事実はございませんので、
明確に話をしたいと思えます。
当然日程調整をしていく中で、
お互い折り合いが付かないと
いう事はあっても、意図的に
協議をすっぱかすという事は
ございません。

それから、この医療連携を
していくという事は、本村だ
けの都合ではなく、相手方が
ある問題であるというのには当
然のことであり、その辺はお
互いにしっかりと協議してい
かなければならない問題であ
ると認識しております。

田上先生の関係、三回色々

協議した内容について、話し
て欲しいという事でございま
すけども、1つは診療所の来
院患者数の減少問題、これは
1つ大きな問題として、その
原因と対応等を考えていかな
ければならない、基本的なそ
の辺の協議が1回目で、色々
な資料要求等もされまして、
2回目はそれらの首尾よくさ
れたものを提示しながら協議
しました。

そういった中にはそういう
協議の場の中では、患者さん
と言いますか、住民の方から
色々聞いた話、また議会等で
も議員さんからこのような話
を耳にしたというようなご意
見等も聞いたもの等も、田上
ドクターの方にもお話をし
ているところでございます。そ
ういう所も改善して欲しいと。

3回目の時には、結果とし
て診療所離れ、患者さんが全
然歯止めにならない、こうい
う状況のまま続くという事は
非常に村としても困る。それ
と地域医療連携を進めて行く
という基本的な考え方、当初
からずっと私としては持って
いた訳ですから、その事もお
話した上で、こういう状況の
ままでは診療所として非常に、

経理的にも、全ての面で大変
な状況になってしまおうとい
うお話をしっかりとらせていた
きました。

ドクターはドクターで言い
分があるのでしようけども、
全てが継続されていくという
事ではないという事を暗に示
しながらお話ししていた所で
ございます。

当然、ご質問の中にもあり
ました通り、契約上3カ月前
までに申し出なければならな
いというふうになっていま
すので、明確に12月にお話をし
たところでございます。本人
は、納得できないという事で、
かなり反論されましたけども、
基本的には、私は契約状況に
基づいて契約はしませんとい
うことでお話しております。

もう1点、それらの状況等
も含め、もっと早い段階で医
師確保をするべきではないか
極端な話、昨年の今頃からも
う既に行っていないければなら
なかった事ではないのかとい
うご指摘でございます。

医師確保は常に考えながら
色々やっていますけども、そ
れ自体が非常に難しい状況に
なっています。

今も医師確保と言いますが、

何かあった時の、そういう事が色々網を張って進めているところですけども、非常に難しい状況である。

今回はうちの方から契約継続を中止しましたけども、中断と言うか、継承しないという事にしましたけども、過去においては、お医者さんの方から逆に契約途中であつても辞めさせてもらうという話もあり、様々な事もありました。

それで、常に24時間365日、常駐医師を置くという診療所運営の在り方に大きな疑問をずっと持ち続け、それを改善していくためにも、医療連携等は重要だとずっと思いながら続けてきていたところがあります。

実際に医師がどうしても確保できない事態に陥った時に、昨年の4月、寿都診療所と緊急対応としての協議を行い、救急との関係を向こうに受け入れてもらうという形を取りました。

今回も土曜日・日曜日、基本的に昼も夜も、救急対応はまず寿都診療所の方に直行しますという形で協議がなされ、それを家庭医学センターの方も了承した状況にあります。

それに伴っての契約を近々行う予定で日程調整している最中でございます。

4月1日からはそういう形で行いたい。その事によって、24時間365日、必ず医師の常駐日があるという状況からは一歩離れるという形になっていきます。

そういうような形をこれから協議会等々を通じていかなければならぬと考えていますのでご理解願います。

また、本年度の来月4月1以降の診療所体制についてでありますけれども、まず、月曜から金曜まで基本的に伊黒先生が対応していきます。これは夜間も対応になります。

土曜・日曜につきましては、寿都診療所の方で対応していただいています。

代診医の関係ですけども、現在代診医の先生1人確保されております。先生のご都合もありまして、月最大で6日間ほどシフトに入っていたかどうかという形を計画しております。

これにつきましては、そうすることによりまして、伊黒先生との今までの一週間おき

の交代制でやってきた事と、勤務内容が均等化するという形になっております。

この月6日間程度の代診医の対応については、先生のご都合もあり、夜間はできないという状況がございます。

そういう事で、この夜間についても寿都診療所の方に救急等に対応していただくという流れで進んでおります。以上でございます。

佐藤伴則 議員

様々にお答えを頂いておりますけれども、何となく歯切れが悪いと感じます。

そこで申し上げますが、執行方針で、「現体制を維持する事は非常に困難な社会情勢となつてきており、地域医療連携を積極的に進めてまいります。」とお答えになつていらっしゃるんですが、現体制を維持する事は非常に困難な情勢ではなく、田上医師の契約更新をしない事によってその様な状況に至つたという事じゃないかと思うんです。

今、村長からお話があった様に、田上医師からは今のご答弁を聞いている範囲ですと、契約更新を望んでいたという

事でありまして、言葉で様々に書くのは結構なんですけども、事実をきちんと明確に村民に示していただきたいと思ひますし、時の総理大臣も注意をされてましたけども、色んな事があるのは当たり前ですし、私は、医師を確保する必要は、全く無いと思ひて

いますし、医師一人体制、現在だと12から13名の通院者しかいない訳ですから十分だと思ひます。

関連して、午後からの患者バスの運行も予算には入っていない訳ではありませんから、また一歩進歩はしたのかなと思ひますが、今村長から伊黒医師から月曜日から金曜日までやっていただくという事で了解を得ているんでしょけども、そうなのであれば何故そういう体制を今まで取らなかったのか、昨年までは、ずっと見てきましたけども、村長は医師2名体制にこだわっていたじゃないですか？

それと、代診医の件についても、いつまでどうなっているのか分かりませんが、基本的な計画は聞きましたけども、後2週間後には新年度迎えるんですよ。早く決めて、

もう今の時期でしたら、村民に対して、4月以降はこういう形になりますと案内して早い時期じゃないと思ひますよ。もう遅きに失してらんじやないかと思ひます。

その辺も含めて、今後医療体制どうあるべきか、私は今の体制ですと、医師一人、極端に言えば午前中診療、それ以外の分については、寿都さんも含めた黒松内町さん等も含めた医療連携を進めて、効率的・効果的な状況を作り上げて頂きたいと思ひます。その事を申し上げます、この質問を終わります。

中途退職者・長期休職者及び人事

佐藤伴則 議員

問

特に近年では毎年のように中途退職、及び休職者が多く見受けられる状況かと感じております。
そこで、現状をどの様にお考えか伺います。
また、退職及び休職者が多くなる事案をどの様な要因として考察しておられるか伺います。
併せて、現況下での4月1日付で行うであろう人事異動についての基本姿勢をお聞かせください。

藤澤克 村長

職員の中途退職、及び休職者が、近年多く見られる現状については、私自身困惑しております。

この様な状況となっている要因として、中途退職につきましては、予算特別委員会での資料にも記載しておりますが、令和元年度から令和4年度末までの4年間で9人となる見込みです。

内訳につきましては、大きく分けて2通りあると考えており、まず考えられるのは、新卒者の就業意識の変化です。一昔前の感覚では、就職し

た企業等で定年まで勤め上げるとというのが一般的だったと

思いますが、昨今の新卒者は、価値観の多様化やグローバル化などの影響により、自分の可能性を広げるため転職をいとわず、より多くの経験をどのようにとする傾向があると思えます。

一方、就職氷河期世代採用者の退職については、自身の体調や家族の問題などにより、残念ながら退職という形になっておりますが、短期間ではあっても、新しい視点での気付きを得ることができたことは評価できるのではないかと考えております。

新卒から育てた人材、又は仕事を覚えた人材を失うことは痛手とはなりますが、人材の流動化は大きな視点で見れば職場環境の改善や公務への新たな視点の醸成等、プラスになる側面もあるものと考えております。

民間等においても、新卒一括採用が見直されてきている事など、世の中は目まぐるしく変化してきています。

国からの要請でもある就職氷河期世代採用推進も令和6年度まで続いていることから、本村においても、新卒者に偏らず、中途採用についても随時行ってまいりたいと考えて

おります。

次に休職者の状況とのご質問でしたが、休職している職員は、令和元年度から令和4年度まで、育児休業を除くと、令和2年度に休職した1名が引き続き休職している事例のみとなっております。

参考まで申し上げますが、10日以上長期病気休暇取得者については、本年度において6名おりました、内臓系の疾患2名、外科の負傷1名、精神疾患3名となっております。

2点目の人事異動については、基本姿勢についてですが、異動を通じて様々な視点からの業務遂行ができるよう職員育成を図るものとして従来から行っております。この事については、令和5年度においても変わるものではありませんが、職員の特性、又組織としてのバランスなど総合的に判断して行っている事を申し上げます。

冒頭に非常に困惑をされているという事をおっしゃっていましたが、困惑をされていらっしゃるというのとは分

かるのですが、少し違うのではないかなと思います。

令和元年から4年までの状況で、9名の方が退職を余儀なくされている理由として、新卒者の価値観の問題ですとか、多くの経験を積みたいとかいう事があるのではないかといい事をおっしゃっていませんし、就職氷河期の方、誰を指すのか大体予想はつきますけども、家庭的な問題があるんではないかという事をおっしゃられておられると思うんですが、裏を返しますと、仕事を辞めていくという事に対しては、それらの理由以上に、この高牧村で働いて地域のため、村民のために頑張つてやろうという事と、今おっしゃられた事を天秤に掛けた時に、個人的にそちらの方の理由の方が大きくて辞められるということになるんだらうと思っております。

一番の地方公務員としてのやりがいというものを、本当に与えているのでしょうかというところに疑問を持ちます。

中途であろうが新卒であろうが、奉職をしてここで頑張ろうという者が、段々崩れて行っているのではないかと、私

はそこに大きな要因があると思いますし、非常に多すぎると

今村長は職場環境の改善としては良い方向ではないかとおっしゃられましたけれども、確かに人がたくさん入ってくる事によって新陳代謝は図られますけれども、1年・2年で辞められる方が非常に多い事は、現場は大変混乱しているんじゃないですか。そういう話も聞きますし、そういう状況について、村長・副村長はどのようにお考えになられているのか、私は再度お聞かせ願いたいと思います。

それと、長期の休職者、令和2年の1名含めると言いましたけれども、今回も、3カ月の休職という事になっているようでもあります、精神的なものも含めて、そういった事も

退職される中に確か膝があまり良くないという事で、それを理由にして退職をするんだという事で退職する方もいらっしゃると思いますが、あまりにも状況的に多すぎる。これでは円滑な行政というもの

がなかなか進んで行かないと思います。人事については、おっしゃ

られたように法律的に人間でどうあるべきかというふうに考えていかなければならない訳ですけども、組織体制今の行政の機構も含めて、考えてみなければならぬ時期に来ているのではないかと思いますが、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

藤澤克 村長

様々な見方はできるんじゃないかと思えます。私が思う主な理由の部分述べたところであります。

また、物事、データとして示せるもの等、データとしても辛いもの等場合にはあるのかと思えます。

直接的な辞めていく原因というもの、これも、私としては、当然本人が退職願を出してきた時等に聞き得た理由が、当面の理由というふうになつていけると言わざるを得ませんという事はまずご理解願いたいです。

質問者が得ている情報と私が認識している情報とに差があるような、齟齬もあるような気もします。

結果として、急に職員が辞めていく事によって、現場が

一番混乱しているのではないかとこの話もございましたけれども、まさにそれはその通りであります、私共もそこが一番頭の痛い問題であります。職場環境が今、大きく変わってきている時に職員の配置数が減少せざるを得ないというのは非常に大きな問題であります。これは、本村の様々な各課におきましても、同じ様な事が言える状況でございます。

併せて、人材の確保ということも非常に難しい状況にあると考えているところでございます。

実際に新卒採用応募しても中々うちを希望する受験生が存在しないという現実であったり、1次試験にどうしても合格しないという問題があったり、様々な問題があります。

そういった中で人材をそろえていかなければならない、事務職のみならず、資格保有者の採用についてはより厳しい状況となっております。そういう事もご理解願いたいと思います。

それと辞めていく背景の中に、要は公務員として仕事等に対する生きがいを見いだせ

ないでいるのではないかとこの心配もございました。

この部分というのも非常に今の私の認識が間違えているかどうか。私個人の意見として、今の若い人方は、どちらかというところ、仕事で第一ではないと言いますか、職場第一ではないという、自分の豊かな人生生活、生き方というふうに考えていった時に、その優先順位というものも様々変わる。そういう様な基本的な部分が多いのではないかとおもうところではあります。

全員に当てはまる部分ではないかと、自分が求める仕事と、自分はあまり興味関心が無い仕事、そういう極端に2つのものがあつたとすれば、それはそれで希望するような所に配属されれば、ある程度の満足も得られるのかもしれないが、そうでない所に配属になったら、そういう気持ち

がより一層強まってしまう。但し、全体の人事等を考えていった時に、そこまで一人一人の事を最大限100%可能にしながらの人事というものはなかなか現実的に難しい問題であります。

問題であります。

そういう様な、様々な諸条件が複合的に重なりあつて、退職という最終的な判断をされる場合が、近年は多く出ているのではないかと思います。本村は多過ぎるのでないかとこの指摘、逆に言うところ、本村の状況も、全国的な統計と比べると、ほぼ同じ様な状況にあります事を申し述べて答弁とさせていただきます。

佐藤伴則 議員

辞めて行かれる方の割合とこの、特に全国的なものといつて、特に多い訳ではないという事でですけども、鳥牧村全体の職員数、そして、人口が多くなつても、人口が減つていってもやる事がその分減つていく訳ではないと思えますので、徐々に職員の方々における仕事量は増えていくのだろうと思えます。

今残念だったと思うのは、鳥牧村に対して、奉職をしたという方がなかなか少ない、そして、今の若い人は仕事で第一ではないという事を村長は感じられていた様ですが、逆に鳥牧村で仕事をした、そして、若い方々がその仕事

に楽しみと言いますか、自分

の趣味・嗜好も含めて、それ
以上に仕事という部分に魅力
を持った形で提供してあげる
というの、上に立つ者の大
事な仕事ではないかと思いま
すので、可能であればその辺
も意識して考えてみていただ
きたいという事を申し上げ、
この質問を終わります。

地域公共交通平日のバス体制

佐藤伴則 議員

問

これまで長きに渡り先送りを繰り返してきた、車を持たない村民皆様の移動手段であるバス体制につき、令和3年度より2カ年の公共交通会議も終了され、結論が出た事と思いません。

2カ年の議論の中身と結論として、新年度よりどのような体制で村民皆様に公共交通サービスを提供するのか具体的に示してください。

藤澤克 村長

今年度からの公共交通サービスについてのご質問ですが、車を持たない村民への移動手段の確保につきましては、昨年10月より開始しましたハイヤーチケットの助成について、試行事業を継続実施してまいります。

また、本村における公共交通の在り方について、地域公共交通計画で施策とした事項に関し、具体化を図るものとして、本年度は次の取り組みを実施してまいります。

1 点目は寿都診療所へのアクセス方法の情報提供、2 点目は乗継状況の情報発信と改善策の検討、3 点目は鳥牧線の維持に向けた更なる利用促進、4 点目は代替バスの持続可能な運行に向けた検討、5 点目は移送サービス及び患者バスの維持、6 点目はハイヤー利用助成券の継続、以上の取り組みを実施してまいります。

佐藤伴則 議員

ハイヤーチケットは、私も否定をするものではありませんし、「実証実験を行いながら、鳥牧村独自の持続可能な公共交通の実現に努めてまいります。」このように述べていらっしゃいます。

しかし、具体的には、お話を聞きますと、予算書を見ても分かるんですが、情報提供、検討、具体的なものは何一つ固まっていないと言わざるを得ないと思います。

令和2年12月15日の私の一般質問に対して、デマンド交通を実施したいと村長自らも答えておられました。その1カ月前の担当者のお話では、何も議論はされていないという状況であった事、改めて確認してまいりました。

また、鳥牧村が独自で様々な形を検討したらどうだろう事を申し上げた事もありましたが、金銭的に検討したかという問いに対して、明確な数字は分からないとした上で、村が地域公共交通を行ったら、事業費が上回るだろうという予測で、肌感覚かもしれないんですけども、裏を返すと計算すらしていない。これが現実なんだらうと思います。

そのような答弁の上で、令和2年の12月に実施したいと言ったデマンド交通、これ、令和3年の3月定例会で、デマンド交通に向けて地域公共交通会議を行い承諾が得られなかったと答えております。

実施したいという段階において、当然のように関連する方々に相談なりはあるべきだと私は思うんです。

後手後手で何も進んでいないという事でありまして、令和3年・4年の2カ年に渡って地域公共交通会議に下駄を預ける。私はその様な感じだ思っております。

そしてその結果、2年経っても今ご説明された様に情報提供、これから検討、本当にやる気があるのかと思います。私以前にも「やりますか」と言ったとき、村長は「やりますよ」と答えてますよね、それから何年経って、今更情報提供なんですか。

公共交通というのは、少なくともハイヤー利用券は全員に配られるものではないですから、公共交通ではないと思います。公共交通というのは村民皆が、享受できるものじゃないですか。

私の理解が間違っているというのであれば、ご指摘頂きたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

藤澤克 村長

なかなか出来ていないではないかという非常に厳しいご指摘ですが、進めて行くために、公共交通会議も、これは法定協議会ですので、開設してやっている訳であります。そういうところご理解いただきたいと思えます。

公共交通に関する制約、これは非常に交通弱者の事を想定するが故に、かなり緩和されてきているという実態もございいます。ここ数年で大きく変わってきています。そういった中で更に具体的な対策をどう進めて行くかという事を検討しているところでございます。

公共交通は全員に享受されるものではないかという事の先ほどご指摘ございましたが、本来そういう基本的な考え方も当然あるかと思えます。公共交通機関として受益者負担を伴う事により、誰もが享受していく事が出来る公共交通機関。

特に交通に対する弱者に対して、どう対応していくかという事が更に加味されていくべき問題。その部分をこのハイヤーチケットの問題は、ハイヤーも公共交通機関の一つであります。

そういった意味合いで、特に交通弱者に対してのこの制度を取り入れたところで、試行として今やっていると、事をご理解いただきたいと思えます。

いずれにしましても、全国各地でも様々な取り組みがございいますけれども、法を超えてまでの方法というのがなかなかできないという現実もございいます。

本村の場合、主要幹線道路が229号線1本でございいます。基本的にはこれを二セコバスが走行しているという路線バスが走行しているという問題がございいます。

これとの競合問題等も含め、様々なまだまだ解決していくには、非常にハードルが高い部分もございいます事をご理解いただきたいと思います。

ただ、確実に移す前に進めて行きながら、解決していきたいと考えております。ご理解

解のほどよろしく願います。

佐藤伴則 議員

はつきり言ってやる気が無いんでしよう。

今村長、様々な国の制度も改善されてきていると、その事もそうでありますし、二セコバスさんが走っている以上という事もありました。

私その事についても何度も言及していますよ。

では、撤退してくれた方が村が自由にできるんじゃないかと、今、特別交付税で一部措置されているとはいえ、その補助金を支払わなければいんじゃないですかと、その方が先行き村が主体としてやる事によって、この地域に合った住民皆様のサービス体制に結び付くのではないかと何度もさせてきていただいております。

出来ない理由探しはもういいんです。どうやったら地域の皆さんが自由にある程度公共的な交通を、どうやって使えるのか。

今、タクシーチケットは公共交通に当たらないのではないかと、そこにつ

てのご助言も頂きたいという事も、申し上げましたけれども、その点については、お触れ頂けなかったですけども、いずれにしましても、「検討していきます、検討していきます」

す。」はもう結構だと思えます。早急にどうするのか、体制を近いうちにお示し頂けます様お願いを申し上げます。について終わります。



▲ 令和5年 第1回村議会定例会初日 — 3月8日 —

賀老の滝遊歩道の新設

佐藤伴則 議員

問

令和3年度に村長より事業提案、及び予算案が提出され、議会議決済の本計画はどの様にされるのか結論を伺います。

藤澤克 村長

令和4年第1回定例会及び第4回定例会においても説明しておりますが、賀老の滝遊歩道新ルート建設事業につきましては、令和4年度中に結論を見出すことは、なかなか難しい事から、当面見合わせる事としてご説明しているところであります。

地元商工業者の皆様からは、コロナ禍で地域経済が疲弊している状況下、早急に対策を講じるよう強く求められておりますので、今後の状況を見極めつつ、検討してまいりたいと思っておりますのでご理解を賜ります。

佐藤伴則 議員

また検討してまいりますという事で、お答えなんですけれども、どうするのか結論を出せばいいのではないんですか。私は今ある既存のものをとらえず開ければいいんじゃないかと思えます。

そうして事故が起きた場合、副村長に以前お伺いした時には、個人の入山者の責任において、という事をお示ししております。村に責任はあるという事をお聞きしております。

別にいいんじゃないですか、村民はほとんど行かないと思いますけれども、旅の方があくまでも入山したいという事で、個人の責任ですよという事で

了解してもらい、また、一筆

貫つて入山をしていただいて事故が起こり、村に対して何らかの責任追及があったとしても、私前にも言ったかもしれないですが、村民は誰もそれに対して、村が悪いと言わないと思えますよ。

観光振興なるものはすべからず、村なり村民に対して何らかのメリットを持つてやるべきものだろうと思えますし、今どこの自治体も、様々な観光地開発をこれまでやってきましたけれども、逆な意味で何も加工していない、自然があるままの所を勝手に見ていただく、それも個人責任で見ていただくという観光の在り方があってもいい

んじゃないかと思えますし、これから検討するという事で、結論めいたものは何もない。はっきりどうするのかと、「なかなか難しいので」という事で議会に言つてあるという事ですけども、止めるのかどうするのか、事業の提案というものは1回されて年度を超してますから終わつてるんですと言うのであれば、何のために議会に議論させたのですか、議会に議決させたんですか。

その事も含めてどう考えているのか、もう一度お願いいたします。

藤澤克 村長

まず1点目、旧道を個人責任という事で開けたらいいのではないかという事です、これはあまりにも自治体としてはできる内容ではないと私は考えております。

危険だという事で止めていく訳です。そこを歩き来できるような状況にするという事は、何かあった時、その問題というのとはとても大きな問題になるかと思えます。それは全く考えの相違でございます。具体的にどうするのか、や

るのかやらないのかという究極の質問かと思えますけれども、私は何回も申し上げてます様に、私としては何とかやりたいと思つてます。

最初、人力でする方法、だったら、結局落札しないというか、不落どころか事業者はこれでは出来ないという話から機械を入れる、機械を入れるための当該地域の入れるための方法に対しても様々な規制が強すぎる。こういった問題があります。

機械を入れる方法がまだ他にはないのかどうなのか、また更には、機械全体の仕様をもっと小さくする事はできないのか、そういった様な事等も含め、少し検討させていただきたいと思つております。

4年度中にしっかりと出せばよかったです、中々そこまでも至らなかった部分、非常に遅くなって申し訳ございませんけれども、5年度中に明確にはっきり結論を付けて行きますのでご理解願いたいと思えます。

佐藤伴則 議員

5年度中に何らかの方向を出したいというご意向の様で

すけども、少なくとも令和3年度、確か、1億少しの予算で今村長からのお話がありました様に、その工事内容、人為的なものでは出来ない。機械を入れなければ出来ない。その事を加えて事業費が確か5,000万ほどアップになると、約5割の予算が更に掛かるんでないかという事だったろうと思います。

今のご時勢を考えますと、先に進めば進むほど事業費は恐らく上がって来るでしょう。

1億5千万の物が1億7千万、1億8千万と、同じ仕事をやるうとしたら掛かるでしょうし、これから新たな何かの事を検討するという事なんでしょうけど、そうなのであれば、もう少しきちんと内部で協議をして、本当に何がベストなのかという事を含めて、慎重に審議をして議会に諮っていただき良かったと思う訳であります。

この後の質問もそうですけれども、提案をし、議会を通っているものがなかなか進まない、こういう状況は非常に困りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

泊ふ化場増設事業

佐藤伴則 議員

問

令和3年度に村長より事業提案、及び予算案が提出され、議会議決済の本計画はどの様にされるのか結論を伺います。

藤澤克 村長

令和4年第4回定例会においでも説明しております

が、泊ふ化場増設事業につきましては、水量と、低い水温の飼育水が必要であります事から、夏期豊水期9月13、14日に行った揚水試験調査に続き、現在、冬期渇水期10月から3月中下旬までの期間で揚水試験を実施中でありますので、試験完了後、専門家の意見も踏まえ、地域における限界揚水量の特定を行う事になっております。

両試験結果に基づきふ化場付近における限界揚水量が把握できると思われますが、使用中の2本の汲み上げ井戸に

ついて、年々揚水中の水位低下傾向が見られる事もあり、慎重な判断を行いたいと考えるところであります。

今後の事業の方向性も含めて、島牧漁業協同組合ともしっかりと協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜ります。

佐藤伴則 議員

ふ化場増設につきましては、本年度も予算は上がっていませんので、今年度も行わない変わって、サケの捕獲場、これを新たに設置して、魚卵採取並びに稚魚の放流という形に結び付けていかれるという計画であるのかどうか、この辺につきまして予算の審議で

お伺いする機会もあろうかと思いますが、昨春秋、サケが全道的に豊漁で高値でずっと推移して、水産業者の一部の方ですけども非常に潤った。これはうれしい状況であったかと思えます。

刺し網の方も若干の収入はあったかと思えますけども、先ほど村長にも別の場所でお話をした通り、サケの幼魚まはニシン、それからイワシ、こういったものが非常に多く回遊しますと、当村の非常に大きな割合を占めております。最近では非常に大きなホッケがかなり水揚げされているようですけども、イワシを大量に食している様で、先

ほど担当の方から教えていただきましたけども、それらのものをホッケが食べてると身が柔らかくなって、昨日現在で聞いたところによりますと、1kg10円だそうですよ。「これでは全然商売にならない」、このように申しております。若い漁師の方、インスタだとかフェイスブックですとかそういったものを見ましても、そういった事を疑問に呈して発信をされている方もたくさんいらつしやいます。

今後、どの様な方向性でいくべきなのかという事を含めて、非常に大きな部分をサケ・マスという事に絞って、村長も執行方針で述べられておりますので、それ以外の魚種、その他刺し網の方々が人数的にはかなり多いと思えますので、それに対する対応というものを含めて、どの様に考えられておられるか改めてお願いいたします。

藤澤克 村長

先ほどお話されていた事、今の現状、ニシン、イワシの様々な問題、私もこの問題は承知しております。

ニシンは寿都でも群衆が来

たということでは喜ばしい反面、ニシン稚魚の問題から、ニシンの鱗の問題であったり、コウナゴ漁へのご心配をされてましたけども、コウナゴ漁師の方に聞くと今年は恐らく駄目だろうという方が大半です。

先ほどご指摘あった通り、イワシがこれだけまだこの時期にいるという事は、コウナゴにかなり影響が及んでしまふというような話でございます。

併せてホッケ、非常に腹の太い立派なホッケが揚がっているんですけども、値段が付かないイワシばかり食べているホッケで、都市部市場では取ってくれないという事であります。

私も食してみましたけども、言われてみると身が柔らかいかなという気はします。油はそれなりにのっていますし、美味しいなと思いつながら食べたんですけども、非常に残念な状況です。

それらの漁業者に対する支援等を考えているのかどうなのかというご質問趣旨なのかなとも思うんですけども、これは漁業関係・水産関係の基

本的な問題、本当に農業もそうなんですけども、自然を相手にして環境によって大きく作用する。とりわけ水産の場合と海水温の問題が一番大きく影響する。これは非常に難しい問題だなと思うところがあります。

具体的に本年度どういう様な漁業状況に、水揚げ状況になつていくのかかなり不透明な部分等ございます。

いずれにしましても、十分注視しながら、組合さんの方とも話し合いながら、今後の在り方を探っていきたいと思ひますのでご理解の程お願いいたします。

佐藤伴則 議員

私の質問の説明の仕方も悪かったかもしれないけども、昨年先ほど申し上げました通り、サケが豊漁で値段も非常に高値が付いてという事、状況の裏側には、私市場に出入りしております、よく分かるんですけども、これまで不良だったものから、市場において、在庫がもうほとんど尽きていたという事が、高値の大きな要因の1つとなっております。

札幌の中央市場の冷凍庫がほとんど空だという様な状況にあり商売をしている限り、ある程度の高値でも、ある程度の在庫量を確保するという事で、動いた要因も大きな要因になっていっているんだろうと思ひます。

そういう事を考えますと、ある程度の量が確保された段階においては、サケにおいてもまた、昨年のような事が今後も続いていくだろうという事は予想はできない状況ではないかと思ひます。

そういった状況にあつて、育てる漁業を決して否定をする訳ではありませんけども、今年やろうとしている事業を含めまして、見直しと言うか、今村長最初の質問の答えにも「漁協さんと相談をして」とおっしゃってますけども、是非、刺し網なりコウナゴをやっている方々と、直接話してみようかどうか。

私はそういった事も必要なのではないかと思ひますし、単に獲るだけではなくて、育てるだけではなくて、島牧村において、今、結構何件かの方で若干の手を入れて一時加

工、こういった事で頑張つていらつしやる方もいます。

そういった方を積極的に支援をして、1次産業と2次産業、3次産業と、最近口にされてませんけども、6次産業化、こういった事を積極的に自治体として提案をしてあげる事も必要なんではないかと思ひます。

漁業者、商工業者含めて、皆さんがコロナ過で疲弊をしている状況下ですから、中々それぞれが頑張つてやろうといつても厳しいところありますので、その辺是非とも企画課を中心として、積極的に進めていただきますようお願いを申し上げます。



大平センターパークトイレ

佐藤 伴則 議員

問

令和4年度予算に、村長より事業提案、及び予算計上された本事業の未執行のままの現状に対する見解と、今後ごの様にされるつもりか伺います。

藤澤克 村長

事業未執行に対する見解と今後についてのご質問ですが、まず未執行につきましては、調査特別委員会での結果を基に事業を検討するため、保留にしているものであり、今後につきましても、調査特別委員会での結論が出るまでは、静観したいと思っておりますのでご理解願います。

佐藤 伴則 議員

恐らく、調査特別委員会は、昨年1回行われたと思いが、村に新たな見解なり何なりを示して欲しいという形で終わっていると思うんです。いずれにしても、令和5

年度予算では今までの仮設トイレの予算計上しかされてお

りません。この事業をご提案される時に、地域の皆さんが観光客の糞尿について困っているからやりたいんだという事を、確か副村長からご説明頂きましたよね。

それでどっちがどうだという事を申し上げませんけれども、以前も私、そうであるならば、早く結論を導いて欲しいという話を議会にしているかというご提案をさせていただいたと思えます。私も調査特別委員会を作ったのであれば、調査特別委員会がある一定の方向性を出して、村側に提案をするというのが筋だと思っ

ています。

しかしそれを、村と議会どっちもやはり放っていると思うんです。村民が困っているのであれば、いずれかの結論を早急に双方出すように尽力をするべきではないかと思

います。もう一点申し上げなければならぬと思つたのは、本議会の当日の時も、この令和4年度のこの件に関する時と同じ様に、議会の議場の場での通りやりませんからという話は、村長、されてはちょっと困りますよ。私はこの件に関しては、提案通り進めていただきたいという事で、一貫して申し上げてきたと思えますし、提案し

たものを、その通りに進めな

得ないと考えていますので、ご理解頂きたいと思えます。

藤澤克 村長

私も調べてみますけれども、先ほど議場で、議会が私の分の提案案件に対してその通りはやらないという事を言ったという事なんです、私の記憶の中に無いもので、調べさせていただきますけれども、基本的には、質問者がおっしゃった通り、提案者ですの

で、提案案件というのは原則、そういつた考えであります。今回のセンターパークのトイレの問題は、この提案案件の時に議会の方で調査特別委員会を設置して、内容検討させてもらおうという事になりましたので、当然、その事は尊重しなければならぬという事で、先ほども最初の答弁でも答えました通り、その結果明確になるまで静観せざるを

佐藤 伴則 議員

基本的なところは同じなんですけれども、静観をしなければならぬと言うよりも受ける側である、という今は特別委員会の決定を受ける段階であるという事なのだと思います。

しかしそれが進んでいないのであれば、先ほど申し上げました様に、この地区の方が困っているという現状は解消されない訳ですから、それを即したり、早急に結論をくださいという事を言うべきではないかと前回も申し上げたと思いますし、結局、新年度予算を審議するにあたってはどういうふうな方向なのか、おっしゃりたい事は分かれますけれども、出来る事はあるのではないかと思っております。

結論を早急に求めるようご尽力をされるべきだと私は思いますので、その辺、考慮の上進めて頂きたいと思えます。以上で終わります。

ふるさと納税について



藤田 和康 議員

問

本村への寄附額は、寄附金増額に向けた対策を殆ど講じてこなかった事から、平成20年5月の制度発足時から令和3年度まで、毎年全国自治体の最下位付近で低迷を続けている状況です。

令和5年度の予算（案）でも寄附金収入が342万円、返礼品、配送料、サイト委託手数料などの経費が合計166万9千円、収支額175万1千円で計上されておられ、前年度と殆ど同様の金額での計上となっており、寄附金増額に向けた対策等が全く見えてきませんが、令和5年度予算（案）計上にあたりどの様な対策を講じたのか伺います。

また、去年11月24日開催の決算審査特別委員会での答弁では、企業版ふるさと納税も検討しているとの事でありましたが、今年度の寄附額等にごどの様に反映しているのか、これについても伺います。

藤澤克 村長

本村のふるさと納税が、ご指摘のとおり下位に低迷している事は、非常に懸念して

いるところであり、今年度におきましても、魅力ある返礼品の確保、ポータルサイトの拡充等を行う事で、寄附金額の増加を図りたいと考えております。

しかしながら、毎年寄附額が低迷している理由としまして、返礼品のルールが、原料が島牧産であること、若しく

は加工が村内で行われていることである事から、この条件

を満たすことが非常に難しい問題となっている事をご理解いただきたいと思います。

なお、企業版ふるさと納税につきましましては、島牧村まち・ひと・しごと創生推進計画を策定し、令和4年度に2件のご寄附をいただいております、その内1件につきましましては、

今年度以降においても、継続していただけるとなっております事を申し添え答弁いたします。

藤田和康 議員

今まで同様、通り一辺倒な答弁ですが、平成20年5月から制度が発足し、令和5年度

で15年目になりますが、村長の在任期間とほとんど重なり、対策を講ずる時間は十分あったと考えますが、未だに低迷が続いているのは非常に残念な事です。

返礼品の種類も増えました、が、サイトへ委託料を支払い、宣伝しても肝心の返礼品の確保が上手いかないと全く意

味がありません。

返礼品の調達先など綿密な話し合いなどを行っているのでしょうか。

2点目として返礼品のイクラの醤油漬け、これ1つ取ってみても、寿都町では寄附金1万1千円に対して80グラムの5パック、400グラムになつています。

本村は寄附額1万6千円に対して250グラム1個となっており、他の寄附額設定についても同様な状態です。これでは本村に寄附する方

は皆無と思いますが、このような実態を把握しているのかどうか。

また、寄附額の設定方法、新たな返礼品の掘り起こし、調達方法、配送方法など、地域おこし協力隊に丸投げせず、理事者も積極的に関与し、抜本的な対策が必要と思いが、どのように考えているのか。

ちなみに仁木町などは、新聞報道では、返礼品開発業者に補助金を出すような政策も行っていますので、その辺も

検討してみる価値はあると思います。

3点目、企業版ふるさと納税、地方創生応援税制でありますが、セコマさんとか先ほどJウインドさんから昨年寄附を頂いたという事でありまして、セコマさんは、全国でワースト40くらいのごとろに、そして返礼品が少ないというそういう自治体に寄附している、それは、あまり喜ばしい事ではないと思えますし、Jウインドさんだって、島牧ウインドファームの親会社なので、今までの100万の寄附の組み替え版と捉えているんですが、その様な状態の中で今まで通りに企業版の寄附も待つて構えているのではなく、自分からホームページなどに、事業と

藤澤克 村長

1点目の業者との打ち合わせ等、どうなっているのかという事で、私が直接云々と事は無いんですけども、担当側の

方では十分に打合せをしながら行っています。

2点目の返礼品の金額、返礼品と納税額とのバランスと言いますか、かなりうちの場合、他自治体に比べても、寿都比べても随分割高になっていないかという指摘かと思えます。この辺も改善していかなければならぬ部分かなと思えます。

取り扱いが少ないが故に業者さんもなかなか安く出していくという事が難しいという部分もあるかと思えます。返礼自体の方法とか、様々なシステムと言うのか、あり様についても抜本的な対策が必要ではないかというご指摘だったかと思えます。

これらも確かに、色々と考えていかなければならないという部分もあるのかと思えます。

隣町の寿都町さんは、かなりふるさと納税の実績は高い自治体でございます。

また、仁木町さんとか北後志の方、町の主要産業と非常にうまく結び付けながら、開発しているというような状況等もございます。

本村の場合、近年漁業者の方が直接加工業も行う所も非常に増えてまいりました。

そういった所ともこれから、うまく拡大していける様に探っていくかなければならない所でございます。

今までのふるさと納税は、個人納税がベースのふるさと納税のお話でございました。

企業版ふるさと納税につきましては、本村の場合、制度がスタートしてから昨年度、令和3年の11月26日に先ほど申し上げました、企業版ふるさと納税を行うために必要となってくる、まち・ひと・しごと創生推進計画、これが認定を受けたところでございます。

それを受け令和4年度から本格的なふるさと納税企業版に取り組んでいるところでございます。

ご指摘あったとおり、セコマさんという事がございましたけれども、新聞等にも出てございまして、ふるさと納税が低迷している道内自治体に対して、セコマさんとしては応援するという意味合いを込めて、ふるさと納税企業版で対処したという記事も

載っております。

本村も選ばれた中の一自治体というふうに認識しているところでございます。

決して言われる通り、果たして名譽なものなのかという所ではありますけれども、ふるさと納税企業版で頂いたものは大事に活用させていただきたいと思っております。

Jウインドの話もございました。従来100万円の寄附があつた訳ですけども、それがこれに肩代わりになったのではないかと、いう事でございまして、基本的には企業版があるのであれば、増額しその方向で今までの寄附額を更に増額し、その方向で地域に役立てて欲しいという事でございますので、そういう形で受けているところでございます。

また、寿都の金額に対して島牧の金額、その返礼品、大分差があるという事でございまして、細かいその辺の数字まで私自身は掌握しておりませんが、他町村の行っている返礼品の、いわゆる納税額と返礼内容との

比較検討それに合わせて、ある程度うちの村の返礼品等も決めてくべき、そういう事も合わせて検討するようという指示は担当の方には従来から行っているところではございます。

いずれにしましても、努力が足りないのではないかと、いう厳しい指摘でございます。

非常に様々な課題はあろうかと思えますけれども、今後もしも引続き、ふるさと納税この事業自体が継続される間、少しでも実績が伸びるように、頑張つてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

藤田和康 議員

毎年このような繰り返しは、いかがなものかと思えます。

先延ばし、丸投げ状態は止めて頑張つていただきたいと思えますし、村民の皆さんから毎年新聞などに掲載される都度、寄附額増額に向けて、大変苦情がありますので、この辺もつと努力していただきたいと思えます。

国・道等への要望事項について

藤田和康 議員

問

本村の重要な交通インフラであり、国道229号(富浦(栄浜間)は以前から舗装の陥没やくぼみ、路面の凸凹箇所などが大変多く、その都度簡易な補修で維持管理されている状態のため車両通行に大変支障をきたしています。また、時化たときにも国道へ越波する箇所も各地区に多く点在しており、車両通行への支障はもとより、住家への被害も大変危惧されます。これらのことは、当然、国・道等の関係機関へ要望していると思いますが、殆ど改善されておられません。今までの様に要望されていたのか、また、今後改善・解消に向け、どの様な要望活動をされていくのか村長の考えを伺います。

藤澤克 村長

国道229号の維持管理及び国道越波対策に関し、国・道等への要望についてのご質問であります。国道229号の維持管理は、小樽開発建設部に対し、国道229号の交通安全対策、歩道の段差、ひび割れ解消など国道の維持管理を要望し、舗装補修工事(オーバーレイ工事)は状況に応じて施工されておりますが、令和3・4年にあつては、村内5区間、約2,000mが施工されましたが、今季に生じた舗装の損傷等についても3月中には終える状況にあります。今後引き続き、小樽開発建設部に対し「開発行政に係わる意見・要望」を行ってま

いります。

次に、国道越波対策であり、小樽開発建設部に対し、「開発行政に係わる意見・要望」、「国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会要望」などの際に、本目地区(マルカノ先)、永豊地区(ホンベツ川)、江ノ島地区(旧北島宅前)、原歌地区(小学校前)、第二栄浜地区(栄浜トンネル出口)、茂津多地区(駐車場)、計6箇所について越波対策を要望し、永豊地区、江ノ島地区以外の4箇所は、対策、協議等が終了しております。永豊地区、江ノ島地区の2箇所の国道への越波対策については、小樽開発建設部及び小樽建設管理部の両関係機関に要望しておりますが、具体

的な対策工事に至っておりません。

今後引き続き越波対策について要望してまいりますので、ご理解いただくとよう賜ります。

藤田和康 議員

再質問になります。昨年の12月20日頃に、元町地区の市街地の舗装、雪を溶かして作業を実施し、大体2日くらいで作業が終了しましたが、春になって既に1箇所穴が開いている箇所があり、舗装状態もあまり芳しくありません。あの様な施工をこれからも進めて行くのも大変疑問です。穴空きや凸凹等は車両事故バイクの転倒事故、救急車両の通行に支障をきたします。

越波についても先ほど村長が言いましたけども、そういう箇所はもちろんなんですけども、私自身で思うには、特に江ノ島地区なんですけど、少々の時化でも簡単に越波して、要望先は「しぶきだしぶきだ」とよく言いますけども、あれは完全に波が超えている状態だと思いますので、そこは緊急に必要だと思いつたのでよろしくお願いしたいと思つています。

国道関連だけではなく、停電や道道、海岸・河川・治山・治水等、全てにおいて私は従来の要望活動では、なかなか動いてくれないのが実態だと思つていますので、緊急性のある箇所だけでも、重点的に工夫した、トップ自らの要望活動が重要と思つていますが如何でしょうか。

藤澤克 村長

前段で何点かご指摘ありました部分、昨年舗装せつかくやつたのに雪が溶けたらもう穴が開いている等は確かに問題だと思つています。その通りだと思つています。

それから、江ノ島地区の国道は明らかに越波であるとか、しぶきとかではないというご指摘、私らも基本的には「し

ぶきじゃなくて越波だ。」という事で常に関係機関には申し入れております。

すぐ「状況写真等を示して欲しい」と言われますが、中々そのデータを取る事が難しい場面がある所でもあります。

いずれにしても、ご指摘ありました通り中々要望してもすぐに動いてくれるかと言つと、そうではないという実態というのが多々あります。何とかしようとしても、1

年・2年調査期間においてからやつと手が付くとか、いろんな事がございます。ご指摘の通りでございます。

いわゆるトップセールスと言つていますか、「村長が直接足を運んで、要請をどんどんしないと」という話ございました。私もそのように、それぞれ担当者等には「いつでも言つてくれ」と言つて、何かあれば出向いて要請するようにはしてまいりますので、ご理解の程お願いいたします。これからも一生懸命要請してまいりますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

藤田和康 議員

村民の安全・安心確保のためご尽力されるようお願いいたします。質問を終わります。

令和5年度 一般会計予算

28億2,000万円

前年度対比 3.6%増

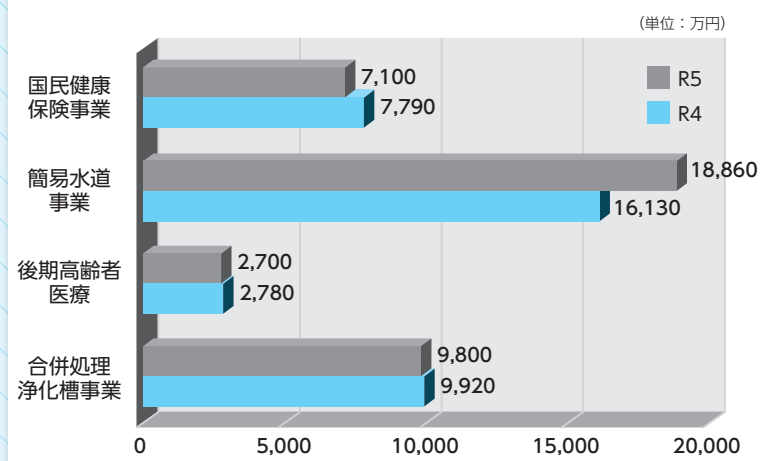
予算特別委員会

新年度予算を審議

令和5年度の各会計予算は、3月8日開会の第1回村議会定例会において、全議員で構成する予算特別委員会を設置、これに審査を付託し、3月16日に審議しました。

3月17日に再開した本会議では、佐藤伴則予算特別委員長から、予算特別委員会の審議を踏まえ、原案を可決すべき旨の報告があり、採決の結果、各会計とも委員長報告のとおり可決しました。

特別会計 予算規模



▲ 予算特別委員会の審議状況

主な事業・一般会計

予算総額 28億2,000万円

総務費

- 地域おこし協力隊活動事業 480万円
隊員活動経費
- 民間バス借上事業 260万円
民間バス借上助成金 (各種団体用)
- バス交通確保対策事業 943万円
地域生活バス路線確保補助金
- 住宅環境改善支援事業 1,760万円
住宅新築、中古住宅購入、住宅リフォームに係る費用の補助
- 新規就業者等支援事業支援金 350万円
農林水産業者等就業者支援金
- ラインプリンタ更新 818万円
更新に係る共同調達費用負担金



▲ ニセコバス (株) 寿都ターミナル

民生費

- 地域保健福祉計画策定事業 398万円
令和5年度計画終了に伴う更新
- 小規模多機能型居宅介護施設指定管理 3,062万円
指定管理料
- 元気センター事業 150万円
在宅高齢者を支援し自立生活を支える事業
- 高齢者生活福祉センター居住部門管理委託 926万円
高齢者生活福祉センター居住部門の管理委託
- 医療センター入浴管理運営事業 144万円
医療センター内浴槽管理業務
- 総合福祉医療センター暖房設備配管工事 677万円
医療センター地下暖房配管診療所系統工事
- 保育所外壁改修工事 222万円
保育所海側外壁修繕工事
- 社会福祉協議会運営助成 2,761万円
運営費助成
- 外国人介護福祉人材育成支援事業 280万円
外国人留学生奨学給付金



▲ 小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」

衛生費

- 葬斎場火葬炉設備補修工事 722万円
再燃焼炉及び主燃焼炉修繕
- インフルエンザワクチン接種費給付 112万円
季節性インフルエンザワクチン接種費用助成
- 倶知安厚生病院改築整備事業 445万円
改築整備に係る負担金
- 出産・子育て応援交付金事業 653万円
妊娠時から子育てまでの相談支援人件費



▲ 島牧村葬斎場

農林水産業費

- 冷水地区水路整備事業 2,742万円
冷水地区農業水路トラフ布設
- 漁港事業負担金 513万円
厚瀬漁港・千走漁港
- 電気牧柵管理事業 800万円
春季設置・冬季前撤去等業務委託
- 肥料高騰対策支援金 104万円
高騰分に対する支援金
- 電気料金緊急支援事業（水産） 140万円
漁協・漁業者へ電気料値上げ緊急支援
- ナマコ人工種苗放流事業 150万円
人工種苗購入費用補助
- トド被害防止対策強化網購入助成事業 160万円
強化網1ヵ統分購入助成
- 島牧村さけ・ます増殖事業振興会負担金 100万円
さけ・ます増殖事業促進
- 総合システム更新 157万円
漁協総合システムのインボイス対応更新補助



▲ 厚瀬漁港

商工費

- 環境整備事業 662万円
短期の雇用、就業機会の創出
- 商工会運営助成 1,948万円
- 中小企業電気料金緊急支援補助 260万円
商工業者へ電気料値上げ緊急支援
- 中小企業景気対策利子補給 100万円
景気後退による経営悪化に対する中小企業支援策
- 島牧村宿泊割引事業 184万円
宿泊料金5千円以上で2千円割引、1事業所上限50名
- 狩場山CATスキーツアー実行委員会運営助成 350万円
- 島牧村観光協会助成金 133万円



▲ 狩場山CATスキーツアー事業

土木費

- 村道維持修繕工事 570万円
- 冷水橋架替工事 12,064万円
上部設置、道路改良、仮橋・仮道撤去
- 冷水橋架替工事（物件費） 1,698万円
仮橋・仮道・土地賃借料
- 村道等除排雪委託 4,398万円
- ロータリー除雪装置備荒資金代金 288万円



▲ 千走地区 冷水橋仮橋

消防費

- 空気呼吸器購入 29万円
面体・レギュレーター・拡声装置等一式
- 組立水槽購入 22万円
水槽一式1個
- 消防島牧支署庁舎仮眠室増改修工事 5,228万円
仮眠室の個室化及び2室増室回収工事

教育費

- 教員住宅整備事業 13,722万円
RC造1棟4戸建築
- 給食センターボイラー更新事業 1,947万円
老朽化に伴う更新
- 小学校体育館カーテンレール更新 194万円
カーテン本体・レール交換
- 小学校遊具更新 355万円
遊具更新修繕一式
- 人材育成事業 939万円
小学生国内視察研修、中学生海外視察研修、
村内若者視察研修等



▲ 小・中学生国内視察研修（本年1月）

主な事業・特別会計

国民健康保険事業特別会計

予算総額 7,100万円

●後志広域連合負担金 5,976万円

後志広域連合は、地方分権時代における国・道から町村への事務権限の移譲並びに多様化した広域行政需要等に適切かつ効率的に対応するため、平成19年、管内16町村で設立。国民健康保険事業、介護保険事業等の広域化・集約化が可能な事務について共同処理を行うための負担金。

簡易水道事業特別会計

予算総額 1億8,860万円

●元町浄水場建設基本計画業務委託料	330万円
●公営企業会計法適用化システム導入	264万円
●水質検査委託	526万円
村内6箇所の浄水場の原水、浄水を検査	
●本目浄水場機械・計装設備点検委託料	436万円
●元町・江ノ島地区配水管布設替工事	6,834万円
●元町・江ノ島地区給水管接続工事	2,299万円
●本目浄水場原水濁度計等取替工事	2,463万円
●コベチャナイ橋橋梁添架管架替工事	466万円
●植車～第2栄浜地区メーター取替工事	390万円



後期高齢者医療特別会計

予算総額 2,700万円

●後期高齢者医療広域連合負担金	2,643万円
事務費負担金、保険料等負担金	

合併処理浄化槽事業特別会計

予算総額 9,800万円

●公営企業会計法適用化システム導入	209万円
●浄化槽汚泥汲取料	851万円
●浄化槽維持管理業務委託料	1,461万円
●水洗便所改良等工事資金補助	336万円
10戸分、1戸あたり40万円を上限に補助	
●浄化槽設置工事	3,071万円
浄化槽設置10基の実施設計業務委託料及び設置工事費	



1月

- 5日 島牧消防団出初式（中田議長ほか）
- 8日 二十歳のつどい（後藤副議長ほか）
- 10日 例月出納検査

2月

- 13日 例月出納検査
後志町村議会議長会役員会及び定期総会（札幌市 中田議長）
- 27日 南部後志衛生施設組合議会第1回定例会（寿都町 藤田議員）
- 28日 第1回後志広域連合議会運営委員会及び定例会（倶知安町 中田議長）

3月

- 1日 議会運営委員会
- 3日 後志教育研修センター組合議会第1回定例会（倶知安町 佐藤伴則議員）
- 8日 第1回村議会定例会（1日目）
- 13日 例月出納検査
- 15日 島牧中学校卒業式（中田議長）
- 16日 第1回村議会定例会（2日目）、予算特別委員会
- 17日 第1回村議会定例会（3日目）
- 21日 島牧小学校卒業式（中田議長）

後編 記 集

■議会広報「かりば181号」をお届けします。
本号では、第1回定例会の審議内容、一般質問の内容を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。



▲ — 3月15日 — 島牧中学校卒業式